

商品CFD取引 取引開始基準

当社は、次に定める基準に適合した顧客との間で商品 CFD 取引を行います。

- (1) 当該顧客が商品 CFD 取引について相当の知識があり、取引の仕組み等を十分理解していること
- (2) 当該顧客について、所定の本人確認が行われていること
- (3) 当該顧客が当社の店頭外国為替証拠金取引「パートナーズFX」の口座を開設しており、顧客の年齢・知識・経験・財産の状況に基づく当該FX取引の「取引開始基準」に適合していること
- (4) 取引契約締結の目的が商品 CFD 取引に適したものであること
- (5) その他、当社の定める基準を満たしていること

商品CFD取引 苦情相談窓口

<苦情受付窓口>

当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。

コールセンター

受付時間：月曜日 7：00 から 23：00 まで、火曜日～金曜日 7：30 から 23：00 まで

受付方法：電話または E メールで受付をしております。

電話番号：0120-860-894

Eメール：info@moneypartners.co.jp

お客様相談室

受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）9：00 から 17：00

受付方法：電話で受付をしております。

電話番号：03-4540-3811

<苦情処理措置および紛争解決措置～日本商品先物取引協会 相談センター～>

日本商品先物取引協会 相談センターでは、商品先物取引に関する疑問、相談（苦情）を受け付けております。日本商品先物取引協会は、商品取引所法に基づいて設立されており、商品先物取引に関する苦情の解決や紛争の仲介（あっせん）を行なっています。

お客様および当社が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

日本商品先物取引協会 相談センター

東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番7号

電話：03-3664-6243 月曜～金曜（祝日を除く 9:00～17:00）

（平成30年12月改訂）